



平成16年  
3月25日号  
No.1160

●毎月5・15・25日発行

# 広報 ももがわ

- 編集発行・鴨川市役所秘書課  
広報広聴係
- 電話・0470(93)7827
- FAX・0470(93)7850
- 鴨川市横渚1450
- 郵便番号・296-8601

## 4月1日からはじめます 燃やせるごみの有料化 ごみ分別ルールの再確認を

（問）市環境課（☎⑨7838）

4月1日から、家庭ごみの有料化がはじめます。どうぞ、新しい燃やせるごみの指定袋や証紙シールを準備ください。

### ■新・燃やせるごみの指定袋に手数料

4月1日から、新しい燃やせるごみの指定袋をお使いください。この指定袋には証紙（45ℓ=50円／枚・20ℓ=20円／枚）が印刷され、市に手数料が入る仕組みです。一方、燃やせないごみと資源ごみは無料です。

### ■旧・燃やせるごみの指定袋にはシール証紙

現在お使いの、燃やせるごみ指定袋は4月1日から、このままで収集できなくなります。シール証紙（70ℓ=80円／枚、45ℓ=50円／枚、20ℓ=20円／枚）を貼って出してください。シール証紙は指定袋の販売店、または、市役所、出張所、市民サービスセンターで購入できます。シール証紙は来年3月31日まで有効です。

### ■北小町・清掃センター持ち込みも有料に

4月1日からは、家庭の燃やせるごみと粗大ごみを北小町・清掃センターに持ち込む場合でも有料となります。ただし燃やせないごみと資源ごみの持ち込みは無料。なお、鴨川市・和田町環境衛生組合が収集している江見地区のごみの持ち込みは、今までと同じです。

### ■新しいごみの出し方のチラシを配布しています

4月1日から白色トレー発泡スチロール、乾電池は資源ごみとなります。新しいごみの分け方・出し方と収集日のチラシをお持ちでない場合は、市役所や各出張所、市民サービスセンターでお受け取りください。また、ごみ集積場の看板も希望者に無料配布しています。

## ・\*-\*-\*-\*進む行政改革-\*-\*-\* 出張所を吉尾・江見の2か所に統廃合 特定郵便局でも証明書を交付

（問）市総務課行政管理室（☎⑨7829）

市では4月1日から市内の各出張所を統廃合します。

一方、各種証明書の発行など窓口サービスは郵便局に委託します。事務委託は3月29日から試験的にスタートしますので、ご利用ください。

### ■吉尾・江見の出張所以外は廃止

廃止される出張所は、鴨川・東条・田原・主基・大山・太海・曾呂の各出張所です。吉尾と江見の出張所は存続し、今までどおり各種証明書などを交付します。なお、全ての地区的公民館は引き続き利用できます。

### ■7か所の特定郵便局で出張所業務

廃止される出張所に代わり、鴨川前原・東条・鴨川田原・長狭・金束・太海・曾呂の7か所の特定郵便局で各種証明書などの交付を行います。受け付けは、土・日曜日、祝日、年末年始を除く毎日で、時間は午前9時から午後4時までです。なお、鴨川郵便局・寺門・江見の特定郵便局では取り扱いません。

## 市役所総合窓口は年中無休に —より便利な市役所へ—

4月1日から市役所1階の総合窓口は年中無休で業務を行います。休日に各種証明書などの交付や受け取りを希望される方は予約が必要ですので、事前に担当課へ連絡ください。これに伴い、駅西口市民サービスセンターの業務は平日のみとなります。また、市役所とふれあいセンター、図書館は、毎週火曜日と木曜日に、午後7時15分まで延長し、業務を行います。



### ■投票所入場券

また、市内転居の場合、三月十九日までに転居届けの手続きが済んでいる方は、転居先の投票所で投票できます。ただし、三月二十日以降に市内転居された方は、転居前の投票所で投票することになります。

### ■期限 △場所 市役所四階の選挙

三月二十七日（土）午前八時三十分から午後八時まで  
●開票は即日開票で、午後九時から市役所四階の大会議室で行います。  
●詳しくは市選挙管理委員会（☎⑨7845）へ

### ■開票

●開票は即日開票で、午後九時から市役所四階の大会議室で行います。  
●詳しくは市選挙管理委員会（☎⑨7845）へ

### 市内の各投票所

第1	鴨川小学校	第10	畠青年館
第2	東条小学校	第11	西区集会場
第3	西条公民館	第12	曾呂公民館
第4	田原小学校	第13	宮集会場
第5	主基小学校	第14	太海公会堂
第6	吉尾小学校	第15	天面青年館
第7	奈良林青年館	第16	江見吉浦青年館
第8	大山小学校	第17	江見保育園
第9	平塚区民センター	第18	北区公会堂

として保存します。

四年の任期満了に伴う市議会議員選挙の投票日は「十八日（日）」です。この選挙は私たち市民の代表を選ぶ、最も身近な選挙です。将来の市政を託すにふさわしい人に、棄権するだけでなく投票しましょう。投票時間は午前七時から午後八時まで、開票は即日開票で午後九時から市役所で行います。なお、任期は天津小湊町との合併後、平成十八年五月三十一日までとなります。

# あなたが選ぶ市民の代表



責任ある一票を投じましょう

今回の市議会議員選挙に投票できる人は、昭和五十九年三月二十九日までに生まれ、選舉人名簿に登録されている方です。

△転入・市内転居などた方は、平成十五年十一月二十日までに転入届けをしていれば、投票することができます。

### ■投票できる人

●投票所

定数20人にに対し23人が立候補  
投票時間は午前7時～午後8時

## 期日前投票

3月27日（土）まで  
(午前8時30分～午後8時)

市役所4階の選挙管理委員会

所入場券を各世帯（3人）にまとめて（はがき一枚につき三人分を）郵送しました。  
投票には、それぞれの入场券を切り離し本人のものだけをお持ちください。  
万一、忘れたり、転居などで届かなかったりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

### ■期日前投票

●投票所

三月二十八日（日）の投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭、買い物などで投票会場に来られない人は、「期日前投票」をしてください。

「期日前投票」は、公職選舉法の改正に伴う、これまでの「不在者投票」に代わる制度で、投票会場で投票用紙を封筒に入れて署名するなどの手続きが、一部簡略化されたものです。

●開票

●開票は即日開票で、午後九時から市役所四階の大会議室で行います。